

令和 5 年第 1 2 回 新座市教育委員会 定例会
会 議 録

招 集 期 日		令和5年12月21日 午後3時			場 所	市役所本庁舎303会議室			
開 閉 日 時 及び宣告者		令和5年12月21日 午後3時25分 開会			宣告者	金子 廣志			
		令和5年12月21日 午後4時 5分 閉会			宣告者	金子 廣志			
教育長		金子 廣志							
委 員	議席番号	氏 名		出・欠	議席番号	氏 名		出・欠	
	1	鈴 木 松 江		○	2	小 泉 哲 也		○	
	3	脇 田 美保子		○	4	宮 瀧 交 二		—	
出 席 職 員	①教育総務部長		○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長		○	③教育総務課長		○
	④中央公民館長		○	⑤中央図書館長		○	⑥歴史民俗資料館長		○
	⑦学校教育部長		○	⑧学校教育部副部長兼学務課長		○	⑨教育支援課長		○
	⑩教育相談センター副室長		○						
	事務局 戸川真理子、城間悦子								
会議事件名		発 言 者		発 言 の 要 旨					
開会		教育長		令和5年第12回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後3時25分					
会議録承認		教育長		令和5年第11回教育委員会定例会の会議録の承認について、質疑はあるか。					
		各委員 教育長		承認 令和5年第11回教育委員会定例会の会議録は承認された。					
議案第37号		教育長		議案第37号「新座市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」を生涯学習スポーツ課長から説明願う。					
		生涯学習スポーツ課長		本市の学校施設開放事業は、文化、スポーツ、レクリエーションの振興及び児童等の健全育成を図ることを目的とし、学校教育に支障のない範囲で校庭・体育館等の施設を地域の団体に供している。利用手続に関しては、学校ごとに設置される運営委員会において利用時間等を調整した上で教育委員会が許可をしている。 この度の改正は、開放事業の責務を教育委員会としながら現行規則第6条及び第7条を統合し、これまで2か月ごとの申請許可に併せて開催することとしていた年6回の運営委員会について、実情に即し、学校長の裁量により適宜開催することに変更するものである。このことにより、団体及び学校の負担軽減が期待できる。 今回の提案は、教職員の事務負担の軽減に関する校長会の要望を踏まえ、事業の統括的運用管理者である教育委員会と実務を担う学校側で組織する新座市学校施設開放事業政策本部で協議・調整した事項について、規則上必要な整備を図るものである。施行期日は令和6年4月					

議案第 3 8 号	教育長	1 日となる。 議案第 3 7 号について、質疑はあるか。
	生涯学習スポーツ課長	私から 1 点質問だが、今後は運営委員会を必要に応じて招集することになるが、どのくらいの頻度で開催すると想定しているか。
	教育長	実態としては、現在でも適宜の開催としている学校も多く、各学期の前に年 3 回から 4 回程度の開催が最も効率的ではないかと考える。
	各委員 教育長	他に質疑がなければ、議案第 3 7 号を承認としてよい か。 承認 議案第 3 7 号は、承認する。
	教育長	議案第 3 8 号「新座市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を学務課長から説明願う。
専決処分	学務課長	始めに申し上げるが、この改正は市道の名称変更を行うものであり、学区の範囲が変わるものではない。 本改正の経緯は、第二中学校の規模適正化校指定事務において、学区表を精査していた際に、令和 2 年 4 月 1 日付けで市道の名称が変更されていたことが発覚したものである。この変更については、令和 2 年 3 月 2 3 日付け事務連絡で、当時の道路課長より、「道路番号等の変更について」の通知があり、新座市道路線について一括認定・廃止議案が議決されたことに伴い、令和 2 年 4 月 1 日から市道の名称等が変更となっていたものである。 この改正による本規則の変更点は、市道 4 1 - 0 3 号線は市道 7 号線に、市道 1 1 - 0 1 号線は市道 1 0 8 号線に、市道 4 1 - 0 5 号線は市道 1 1 4 号線に、市道 1 1 - 3 0 号線は市道 1 1 8 6 号に変更するものである。 また、「よって」と「よつて」の表記が混在していたため、これを「よって」に統一した。 「新座市立小中学校通学区域に関する規則」において、市道の表記がある学校は計 6 校、大和田小学校、西堀小学校、野火止小学校、陣屋小学校、新座中学校、第二中学校である。市道の名称変更による市民への影響は、市 H P の学区一覧表における市道の表記のみに留まり、冒頭申し上げたとおり、指定した学区の範囲が変わるものではない。 議案第 3 8 号について、質疑はあるか。 承認 議案第 3 8 号は、承認する。
	教育長 各委員 教育長	
	教育長	専決処分「新座市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について」を教育相談センター副室長から報告願う。
	教育相談セン	新座市いじめ防止対策審議会委員には、いじめの現状

諸報告	ター副室長	の把握・防止に向けての対策の検討に加え、重大事態が起きた際の調査方法等のマニュアル作成について審議したり、実際に調査に当たって報告書を作成したりといったことをお願いしている。任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間である。御報告が遅れたことをおわび申し上げる。 本件について、質疑はあるか。 なし
	教育長 各委員	
	教育総務課長	2件の報告をする。 ①「一般財団法人 東武博物館」から申請のあった「2023年度東武鉄道杯少年サッカー大会」を始めとして、5件の事業に対して名義後援を承認した。 ②令和5年第4回新座市議会定例会の概要について報告する。会期は、11月27日（月）から12月15日（金）までの19日間で、市長提出議案は追加議案を含め25件であった。このうち、教育委員会関連の議案は、令和5年度補正予算2件及び小泉委員の任命に関する人事案件の計3件で、全て承認された。小泉委員におかれては、新座市の教育行政について、引き続き御協力をよろしくお願いしたい。 補正予算(第9号、第10号)については、教育費の主な歳出として、人件費のほか教育指導費、青少年育成費を計上した。補正の結果、予算総額における教育費の占める割合は、10.35%となった。 また、今議会の一般質問は、25名から質問通告があり、教育委員会関係は、18名から34件であった。
	生涯学習スポーツ課長	4件の報告をする。 ①新座市民会館の指定管理者の指定について報告する。新座市民会館の指定管理者は、令和6年3月31日で満了となるため、これまで公募により選定手続を進めてきた。令和5年第4回市議会定例会で指定管理者の指定に係る提案を行い、議決をされた。指定管理団体は、引き続き株式会社ケイミックスパブリックビジネスで、期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間である。新たな事業として、YouTubeチャンネルの開始などの提案もあったので、これまで以上に魅力ある施設となるよう引き続き指定管理者との連携を強化していく。 ②令和5年度人権講演会について報告する。12月2日（土）に市民会館会議室において開催した。当日は、人権標語・人権ポスター・人権作文入賞者の計52名の表彰式の後、元幼稚園教諭・保育士で、脊椎損傷で障がいのある又野 亜希子氏に「命の輝き～車イスから見える世界ってけっこうステキ～」というテーマで講演を頂き、

		128名の方に御来場いただいた。障がいの有無に関わらず、誰もが優しいユニバーサル社会を目指す講演内容は、人権について考えるきっかけとなるものとなったと考えている。教育委員の皆様にも御参会いただいたことに感謝申し上げる。 ③令和5年度にいぎプラスカレッジについて報告する。4年ぶりに市内3大学で再開したにいぎプラスカレッジは、講座が終了し、過日各大学において修了式が執り行われた。各コースの修了者は、跡見学園女子大学のにいぎまなびコースが25名、十文字学園女子大学のにいぎデザインコースが17名、立教大学のにいぎサポートコースが22名で、参加者の88%が修了された。次年度に向けては、令和5年度から立教大学にスポーツウェルネス学部が新設されたこともあり、内容の一部改変も検討している。再開した市と大学の連携事業に市民の期待と関心の高まりが感じ取れる大きな成果があったと考えている。 ④令和6年二十歳の集いについて報告する。令和6年1月8日（月・祝）に中学校区ごとに2回に分けて市民会館ホールで開催する。第1回の開式は午前10時20分から、第2回は正午からとなっている。式典と恩師ビデオレターの2部構成を予定している。該当者数は、1,647名である。
	教育支援課長	前回の報告から新たに文化面表彰が決定したものについて資料を配布したので、後程御覧いただきたい。
	教育相談センター副室長	2件の報告をする。 ①新座市立小・中学校特別支援学級合同作品展について報告する。本市の特別支援学級の児童・生徒の作品を大和田公民館ロビー及び中央公民館ロビーを会場に展示する。会場を北部と南部に分け、二つの会場で実施するものである。期間及び時間等については、配布したリーフレットのとおりである。教育委員の皆様におかれても、お時間が合えば、是非御覧いただきたい。 ②いじめの重大事態について、現状と今後について報告する。10月16日（月）に開催した教育委員会臨時会で報告したが、その後、被害生徒保護者から意見書が提出されたため、調査委員会では協議をし、保護者への説明を行ってきた。今後については、これまでの調査で不十分だった点について、協議や追加調査を行い、保護者に報告する。また、頂いた意見を踏まえ、報告書の訂正や修正を行っていく。
	教育長 委員	諸報告に対して、質疑、意見はあるか。 今回承認した名義後援の中に、NPO法人 楽知ん研

その他	教育総務課長	究所の事業が2件あるが、どのような団体なのかを教えてください。 当初、当該団体から名義後援の申請があった際には、市内での活動実績がなかったため、承認はできなかったが、その後1年間の実績を考慮するとともに、教育支援課にも内容を確認していただいた上で、現在は承認しているものである。事業内容は、理科の実験のようなものであり、主に材料費を徴収していることを収支計画書から確認している。
	委員	いじめの重大事態についての資料によると、12月12日に「保護者より審査請求取下書が総務課に提出される。」とあるが、この部分について説明をお願いしたい。
	教育相談センター副室長	保護者が個人情報開示請求を行い、9月に開示をしたのだが、それに対して不服申立として審査請求を行っていたが、12月12日に保護者から取下書が提出されたものである。いじめに係る調査自体は、継続して行っていく。
	委員	今後も被害生徒に寄り添いながら解決できるようにお願いしたい。
	教育長	その他、全体を通じて何か意見等はあるか。 特になければ、次回の会議日程を確認する。令和6年第1回定例会は1月24日（水）に畑中公民館で教育懇談会終了後に開催する。
閉会	教育長	これをもって、令和5年第12回新座市教育委員会定例会を閉会する。 午後4時5分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記